

令和7年7月2日

松阪記者クラブ加盟各社 御中

職員の失職について

大台町総務課

1 失職年月日

令和7年7月2日

2 失職した職員

主査級職員 30歳代 女性

3 失職の根拠法令

地方公務員法第28条第4項

4 事案の概要

職員は、令和6年8月2日午後6時50分ごろ、公務外において自家用車を運転していた際、道路を横断していた相手方自転車と衝突し、乗っていた女性を死亡させました。

令和7年6月17日に津地方裁判所松阪支部において禁錮1年6月、執行猶予3年の判決が言い渡され、令和7年7月2日に同判決が確定し、同職員は失職いたしました。

5 町長のコメント

あらためて、事故によってお亡くなりになられた方のご冥福をお祈りし、ご遺族様はじめ、ご関係の皆様に対し、心からお悔やみ申し上げます。

こうした事が二度と起こらないよう、全庁をあげて職員の交通法規の遵守、安全運転の徹底に努めるとともに、信頼回復に向けて全力で取り組んでまいります。

6 問合せ先

大台町総務課 課長 西 保則

TEL : 0598-82-3781

FAX : 0598-82-1618